

## 第15回教育委員会臨時会 案件表

### ○日 時

令和3年7月30日（金）

### ○議題

#### 1 議案

- |  |       |
|--|-------|
| (1) 議案第62号 令和3年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について        | (資料1) |
| (2) 議案第63号 令和3年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について | (資料2) |
| (3) 議案第64号 令和3年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について       | (資料3) |

資料 1

議案第 62 号

令和 3 年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 7 月 30 日

提出者 教育長 堀 和 夫

令和 3 年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和3年7月30日  
教育振興部保健給食課

## 令和3年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立少年自然の家条例第11条第1項第5号の規定に基づき、以下のとおり練馬区立少年自然の家の臨時休館日を設定する。

### 1 臨時休館日

令和3年8月23日（月）から8月31日（火）まで

### 2 周知方法

練馬区ホームページおよびベルデ宿泊予約システムにより周知

### 3 練馬区の対応

参考資料 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和3年7月30日付け）

# 参考資料

令和3年7月30日  
練馬区

## 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国は7月30日、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府に、8月2日から31日までを期間とした緊急事態宣言を発出するとともに、東京都、沖縄県に発出している緊急事態宣言を8月31日まで延長した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置の期間を延長した。

区は、国および都の方針を受けて、8月31日までの間、以下のとおり対応する。9月1日以降の対応は、別途決定する。

### 1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様に、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。
- (2) 区内の酒類またはカラオケ設備を提供する（酒類の店内持込を認めている場合を含む）飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

### 2 具体的な対応策

#### 【子どもの施設】

- (1) 区立小中学校、区立幼稚園は、運営を継続する。
- (2) ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は、運営を継続する。
- (3) 保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、運営を継続する。

#### 【高齢者・障害者の施設】

- (1) 敬老館、はつらつセンターは、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時までとする。
- (2) デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営を継続する。

#### 【その他の区立施設】

- (1) 図書館、美術館、ふるさと文化館は、入場整理を実施して開館する。
- (2) 練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時までとする。  
なお、既にチケット等が販売済みの事業は除く。
- (3) 野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、開場時間を午後9時までとする。
- (4) 会議室等集会施設（地区区民館、地域集会所等）は、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時までとする。

(5) 少年自然の家は、引き続き休館する。

### 【イベント・事業】

(1) 区が主催するイベント・事業は、定員の50%かつ上限5,000人とし、開催時間は午後9時までとする。

### 【その他共通事項】

(1) 飲食を目的とした利用、カラオケおよび入浴は、引き続き禁止する。  
(2) 感染リスクが高いと考えられる、合唱を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

## 3 区民の皆様へのお願い

日中も含めた不要不急の外出は控えて頂くようお願いします。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動は、控えて頂くようお願いします。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、控えて頂くようお願いします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

路上・公園等における集団での飲酒は、控えてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を引き続きお願いします。

## 4 区内事業者へのお願い

酒類またはカラオケ設備を提供する(酒類の店内持込を認めている場合を含む)飲食店等は休業を、それ以外の飲食店等は、営業時間を午後8時までとするようお願いします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

## 5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。  
(2) この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

## 資料 2

議案第 63 号

令和 3 年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 7 月 30 日

提出者 教育長 堀 和夫

令和 3 年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

このことについて、別紙のとおり変更するものとする。

令和3年7月30日  
教育振興部学校教育支援センター

## 令和3年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立学校教育支援センター条例第6条第3項の規定に基づき、練馬区立学校教育支援センターの開館時間を以下のとおり変更する。

### 1 変更の期間

令和3年8月23日（月）から8月31日（火）まで

### 2 開館時間

（変更前）午前9時から午後9時30分まで

（変更後）午前9時から午後9時まで

### 3 周知方法

練馬区ホームページ、学校教育支援センターホームページ、館内ポスター掲示等により周知

### 4 練馬区の対応

#### 参考資料

（1）新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和3年7月30日付け）

（2）利用を制限して貸し出す場合の区立施設の使用料等の取扱いの延長について  
(令和3年7月30日付け 3練企企第10046号)

### 5 その他

開館時間の変更に伴い、施設の利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

令和3年7月30日  
練馬区

## 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国は7月30日、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府に、8月2日から31日までを期間とした緊急事態宣言を発出するとともに、東京都、沖縄県に発出している緊急事態宣言を8月31日まで延長した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置の期間を延長した。

区は、国および都の方針を受けて、8月31日までの間、以下のとおり対応する。9月1日以降の対応は、別途決定する。

### 1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様に、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。
- (2) 区内の酒類またはカラオケ設備を提供する（酒類の店内持込を認めている場合を含む）飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

### 2 具体的な対応策

#### 【子どもの施設】

- (1) 区立小中学校、区立幼稚園は、運営を継続する。
- (2) ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は、運営を継続する。
- (3) 保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、運営を継続する。

#### 【高齢者・障害者の施設】

- (1) 敬老館、はつらつセンターは、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時までとする。
- (2) デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営を継続する。

#### 【その他の区立施設】

- (1) 図書館、美術館、ふるさと文化館は、入場整理を実施して開館する。
- (2) 練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時までとする。  
なお、既にチケット等が販売済みの事業は除く。
- (3) 野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、開場時間を午後9時までとする。
- (4) 会議室等集会施設（地区区民館、地域集会所等）は、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時までとする。

(5) 少年自然の家は、引き続き休館する。

### 【イベント・事業】

(1) 区が主催するイベント・事業は、定員の50%かつ上限5,000人とし、開催時間は午後9時までとする。

### 【その他共通事項】

(1) 飲食を目的とした利用、カラオケおよび入浴は、引き続き禁止する。

(2) 感染リスクが高いと考えられる、合唱を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

## 3 区民の皆様へのお願い

日中も含めた不要不急の外出は控えて頂くようお願いします。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動は、控えて頂くようお願いします。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、控えて頂くようお願いします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

路上・公園等における集団での飲酒は、控えてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を引き続きお願いします。

## 4 区内事業者へのお願い

酒類またはカラオケ設備を提供する(酒類の店内持込を認めている場合を含む)飲食店等は休業を、それ以外の飲食店等は、営業時間を午後8時までとするようお願いします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

## 5 練馬区方針の取扱い

(1) この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。

(2) この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

# 参考資料 2

3 練企企第 10046 号  
令和 3 年 7 月 30 日

各部（室・局）長様

区政改革担当部長事務取扱  
企画部長 森田 泰子  
(公印省略)  
総務部長 佐古田 充宏  
(公印省略)

## 利用を制限して貸し出す場合の区立施設の使用料等の取扱いの延長について

第 17 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を決定し、区立施設の利用を制限して貸し出す対応期間を令和 3 年 8 月 31 日まで延長しました。

つきましては、利用を制限して貸し出す場合の使用料等の取扱いについても、下記のとおり令和 3 年 8 月 31 日まで延長します。

なお、取扱い内容の変更はありません。

### 記

#### 1 対応期間

令和 3 年 8 月 31 日まで

#### 2 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについて

##### (1) 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

ア 枠単位の貸出しから時間単位の貸出しに変更できる場合は、時間単位に切り替え、利用した時間までの使用料を徴収する。

イ 時間単位の貸出しができない場合は、利用制限を超えた時間を含む夜間枠の使用料から 5 割減額※を行う。ただし、通常時から減免対象の利用者は利用時間を制限しても、減額は行わない。

ウ 利用時間の制限を理由とするキャンセルは全額還付し、利用制限も行わない。

※ 申込時点では、利用予定日の時間が制限されていたが、利用予定の前に時間の制限が解除されたとしても、利用制限の時間内で利用する場合は減額を適用したままとする。

(2) 利用時間を制限した場合に利用者の使用料を減額する根拠

各施設の条例または規則の減免事由等を定める規定中「その他区長が特に必要があると認めたとき」が根拠となる。

(3) 使用料減免および利用承認等の手続について

ア 各施設のホームページ等で利用時間の制限を周知し、利用者からの利用申請を受け付ける。枠単位での貸出しの場合は、通常時の減免対象の利用者と同様に、利用者から使用料減免申請書を提出してもらい利用承認書を交付する。

イ 枠単位での貸出しで、既に利用申請を受け付けており、利用時間が制限後の時間を超えている場合は、使用料減免申請書※を提出してもらい、利用変更承認書を交付する。

※ 各施設の条例・規則等に使用料減免申請書の提出を省略できる旨の規定がある場合は、提出を省略することができる。

### 3 利用の定員を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

(1) 一般の利用者

5割減額

(2) 通常時から減免対象の利用者

通常の減免割合を適用

詳しくは、令和2年5月28日付け2練企企第10013号「利用の定員を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」をご参照ください。

なお、枠単位での貸出しで、利用時間を制限し、かつ定員も制限して貸し出す場合についても5割減額とします。

### 4 区立施設を休館または施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについて

使用料は、還付（返金）します。

なお、還付（返金）の手続きについては、郵送によるやりとりなど、原則、来館を要しない方法により行ってください。

### 5 新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用キャンセルについて

引き続き当面の間、以下のとおり対応することとします。

(1) 使用料を全額還付する。

(2) 利用制限の対象となる期間（利用日7日前を過ぎたキャンセル）であっても、利用制限をしない。

**【担当】**

(施設使用料に関すること)

区政改革担当部区政改革担当課 内線 5696

(条例・規則等に関すること)

総務部文書法務課 内線 5621～5623、5625

資料 3

議案第 64 号

令和 3 年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 7 月 30 日

提出者 教育長 堀 和夫

令和 3 年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

このことについて、別紙のとおり変更するものとする。

令和 3 年 7 月 30 日  
こども家庭部青少年課

## 令和 3 年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立青少年館条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり練馬区立青少年館の開館時間を変更する。

### 1 変更の期間

令和 3 年 8 月 23 日（月）から 8 月 31 日（火）まで

### 2 開館時間

（変更前）午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

（変更後）午前 9 時から午後 9 時まで

### 3 周知方法

練馬区ホームページ、青少年館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

### 4 練馬区の対応

#### 参考資料

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 3 年 7 月 30 日付け）

(2) 利用を制限して貸し出す場合の区立施設の使用料等の取扱いの延長について

（令和 3 年 7 月 30 日付け 3 練企企第 10046 号）

### 5 その他

開館時間の変更に伴い、施設の利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

令和3年7月30日  
練馬区

## 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国は7月30日、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府に、8月2日から31日までを期間とした緊急事態宣言を発出するとともに、東京都、沖縄県に発出している緊急事態宣言を8月31日まで延長した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置の期間を延長した。

区は、国および都の方針を受けて、8月31日までの間、以下のとおり対応する。9月1日以降の対応は、別途決定する。

### 1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様に、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。
- (2) 区内の酒類またはカラオケ設備を提供する（酒類の店内持込を認めている場合を含む）飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

### 2 具体的な対応策

#### 【子どもの施設】

- (1) 区立小中学校、区立幼稚園は、運営を継続する。
- (2) ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は、運営を継続する。
- (3) 保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、運営を継続する。

#### 【高齢者・障害者の施設】

- (1) 敬老館、はつらつセンターは、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時までとする。
- (2) デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営を継続する。

#### 【その他の区立施設】

- (1) 図書館、美術館、ふるさと文化館は、入場整理を実施して開館する。
- (2) 練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時までとする。  
なお、既にチケット等が販売済みの事業は除く。
- (3) 野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、開場時間を午後9時までとする。
- (4) 会議室等集会施設（地区区民館、地域集会所等）は、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時までとする。

(5) 少年自然の家は、引き続き休館する。

### 【イベント・事業】

(1) 区が主催するイベント・事業は、定員の50%かつ上限5,000人とし、開催時間は午後9時までとする。

### 【その他共通事項】

(1) 飲食を目的とした利用、カラオケおよび入浴は、引き続き禁止する。

(2) 感染リスクが高いと考えられる、合唱を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

## 3 区民の皆様へのお願い

日中も含めた不要不急の外出は控えて頂くようお願いします。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動は、控えて頂くようお願いします。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、控えて頂くようお願いします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

路上・公園等における集団での飲酒は、控えてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を引き続きお願いします。

## 4 区内事業者へのお願い

酒類またはカラオケ設備を提供する(酒類の店内持込を認めている場合を含む)飲食店等は休業を、それ以外の飲食店等は、営業時間を午後8時までとするようお願いします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

## 5 練馬区方針の取扱い

(1) この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。

(2) この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

# 参考資料 2

3 練企企第 10046 号  
令和 3 年 7 月 30 日

各部（室・局）長様

区政改革担当部長事務取扱  
企画部長 森田 泰子  
(公印省略)  
総務部長 佐古田 充宏  
(公印省略)

## 利用を制限して貸し出す場合の区立施設の使用料等の取扱いの延長について

第 17 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を決定し、区立施設の利用を制限して貸し出す対応期間を令和 3 年 8 月 31 日まで延長しました。

つきましては、利用を制限して貸し出す場合の使用料等の取扱いについても、下記のとおり令和 3 年 8 月 31 日まで延長します。

なお、取扱い内容の変更はありません。

### 記

#### 1 対応期間

令和 3 年 8 月 31 日まで

#### 2 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについて

##### (1) 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

ア 枠単位の貸出しから時間単位の貸出しに変更できる場合は、時間単位に切り替え、利用した時間までの使用料を徴収する。

イ 時間単位の貸出しができない場合は、利用制限を超えた時間を含む夜間枠の使用料から 5 割減額※を行う。ただし、通常時から減免対象の利用者は利用時間を制限しても、減額は行わない。

ウ 利用時間の制限を理由とするキャンセルは全額還付し、利用制限も行わない。

※ 申込時点では、利用予定日の時間が制限されていたが、利用予定の前に時間の制限が解除されたとしても、利用制限の時間内で利用する場合は減額を適用したままとする。

(2) 利用時間を制限した場合に利用者の使用料を減額する根拠

各施設の条例または規則の減免事由等を定める規定中「その他区長が特に必要があると認めたとき」が根拠となる。

(3) 使用料減免および利用承認等の手続について

ア 各施設のホームページ等で利用時間の制限を周知し、利用者からの利用申請を受け付ける。枠単位での貸出しの場合は、通常時の減免対象の利用者と同様に、利用者から使用料減免申請書を提出してもらい利用承認書を交付する。

イ 枠単位での貸出しで、既に利用申請を受け付けており、利用時間が制限後の時間を超えている場合は、使用料減免申請書※を提出してもらい、利用変更承認書を交付する。

※ 各施設の条例・規則等に使用料減免申請書の提出を省略できる旨の規定がある場合は、提出を省略することができる。

### 3 利用の定員を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

(1) 一般の利用者

5割減額

(2) 通常時から減免対象の利用者

通常の減免割合を適用

詳しくは、令和2年5月28日付け2練企企第10013号「利用の定員を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」をご参照ください。

なお、枠単位での貸出しで、利用時間を制限し、かつ定員も制限して貸し出す場合についても5割減額とします。

### 4 区立施設を休館または施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについて

使用料は、還付（返金）します。

なお、還付（返金）の手続きについては、郵送によるやりとりなど、原則、来館を要しない方法により行ってください。

### 5 新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用キャンセルについて

引き続き当面の間、以下のとおり対応することとします。

(1) 使用料を全額還付する。

(2) 利用制限の対象となる期間（利用日7日前を過ぎたキャンセル）であっても、利用制限をしない。

**【担当】**

(施設使用料に関すること)

区政改革担当部区政改革担当課 内線 5696

(条例・規則等に関すること)

総務部文書法務課 内線 5621～5623、5625